

創業又は経営多角化・事業転換等による新たな事業活動への挑戦を行う中小企業・小規模事業者であって、認定支援機関の経営支援を受ける事業者を対象に日本政策金融公庫が低利融資を行います。

## 制度概要

■対象者：経営革新又は異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓（新規開業を行う場合を含む。）を行おうとする者で、認定支援機関<sup>※1</sup>の指導及び助言を受けている者

■対象資金：設備資金及び運転資金

■貸付限度：《中小企業事業》7.2億円（運転資金2.5億円）  
《国民生活事業》7,200万円（運転資金4,800万円）

■貸付利率：特別利率①（基準利率<sup>※2</sup>-0.4%）<sup>※3</sup>

■貸付期間：15年以内（設備資金）、7年以内（長期運転資金）

※1：中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づき認定される「認定経営革新等支援機関」を指します。

※2：3月1日現在（中小）1.45%、（国民）1.95%

※3：貸付金額のうち1,500万円までは、無担保・無保証人であっても、上乗せ金利なしで貸付が受けられます。（国民生活事業）

■貸付条件：

- 中小企業・小規模事業者は、事業計画や経営改善計画を策定し、実行責務を負い、期中の進捗報告を行う。
- 認定支援機関は、事業計画や経営改善計画の策定支援のみならず、期中における継続的な経営支援を実施する。

## 認定支援機関の役割

### 【事業計画の策定支援】

- ①事業者の新たな取り組みの内容の確認、評価等を行う。
- ②専門的知識等をもとに、事業計画の妥当性等を評価。必要に応じ、事業計画の改善等を支援。

### 【事業計画の実行支援】

- ①半年に1回を目安として、事業者が事業計画に従い、実行する事業の進捗状況を把握。
- ②事業計画の進捗状況に応じ、事業計画の見直し等、事業者に対し経営指導を実施。

注1：認定支援機関は、業務上知り得た秘密の保持に努めるものとする。

注2：認定支援機関は、支援を継続できないと認められる場合において、事業者の事業の実施に支障が出ることをしないよう、他の認定支援機関へ支援を引き継ぐこととする。

# 事業スキーム

